

改正前民法 724 条後段の適用を主張することと信義則違反・権利濫用

【文献種別】 判決／最高裁判所大法廷

【裁判年月日】 令和 6 年 7 月 3 日

【事件番号】 令和 5 年（受）第 1319 号

【事件名】 国家賠償請求事件

【裁判結果】 棄却

【参照法令】 憲法 13 条・14 条 1 項、優生保護法（平成 8 年法律第 105 号による改正前）3 条 1 項 1 号～3 号・4 条～11 条・12 条・13 条、国家賠償法 1 条 1 項・4 条、民法（平成 29 年法律第 44 号による改正前）724 条後段

【掲載誌】 裁時 1843 号 1 号、裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25573621

帝京大学准教授 内田 暁

事実の概要

本件は、平成 8 年法律第 105 号による改正前の優生保護法（旧優生保護法）の下で同意なく不妊手術（優生手術）を受けさせられたと主張する原告 X らが、被告国（Y）に対して、国家賠償法（国賠法）1 条 1 項に基づいて損害の賠償を求めた事案である。訴え提起の時点で X らが優生手術を受けるなどしてから 20 年以上が経過していたことから、平成 29 年法律第 44 号による改正前民法 724 条後段によって X らの Y に対する損害賠償請求権が消滅するかが争点となった。

第一審（神戸地判令 3・8・3 賃社 1795 号 23 頁）は、改正前民法 724 条後段を適用して X らの訴えを退けた。原審（大阪高判令 5・3・23 賃社 1831 = 1832 号 59 頁）は、「被害者やその相続人による権利行使を客観的に不能又は著しく困難とする事由があり、しかも、その事由が、加害者の当該違法行為そのものに起因している場合のように、著しく正義・公平の理念に反する特段の事情があるときは、条理にもかなうよう、時効停止の規定（民法 158 条から 160 条まで）の法意等に照らして、例外的に除斥期間の経過による効果を制限することができる」として、改正前民法 724 条後段の適用を制限し X らの請求を一部認容した。

Y から、原審判決には改正前民法 724 条後段に関する解釈の誤り、および判例違反があるとして上告。

判決の要旨

本判決は、次のように論じて Y の上告を退けた。すなわち、「不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図する改正前民法 724 条の趣旨に照らせば、同条後段の規定は、不法行為によって発生した損害賠償請求権の除斥期間を定めたものであり、同請求権は、除斥期間の経過により法律上当然に消滅するものと解するのが相当である」が、「このことから更に進んで、裁判所は当事者の主張がなくても除斥期間の経過により上記請求権が消滅したと判断すべきであり、除斥期間の主張が信義則違反又は権利濫用である旨の主張は主張自体失当であるという平成元年判決〔最一小判平元・12・21 民集 43 卷 12 号 2209 頁〕の示した法理を維持した場合には、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定という同条の上記趣旨を踏まえても、本件のような事案において、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することのできない結果をもたらすことになりかねない。」「裁判所が除斥期間の経過により上記請求権が消滅したと判断するには当事者の主張がなければならぬ」と

解すべきであり、上記請求権が除斥期間の経過により消滅したものとすることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断することができるかと解するのが相当である。これと異なる趣旨をいう平成元年判決その他の当裁判所の判例は、いずれも変更すべきである」と。

そして、①Yが優生条項に基づく差別的な施策を長期間にわたって実施し、優生手術を行うことを積極的に推進するなどしたために多数の者が優生手術を受け重大な被害を被ったことに鑑みれば、優生条項の立法行為にかかるYの責任は極めて重大であること、②法律の規定は憲法に適合しているとの推測を強く国民に与える上、優生手術の対象者は特定の障害等を有する者であり、その多くが権利行使につき種々の制約のある立場にあったと考えられることからすれば、優生手術を受けた者に、優生条項が削除されていない時期において国賠法1条1項に基づく損害賠償請求権を行使することを期待することは極めて困難であったし、また平成8年改正において優生条項がすべて削除された後もYは優生条項に基づいて実施された優生手術は適法であるという立場を取り続けていたことからすれば、右改正後に上記権利の行使を期待することも困難であったこと、③憲法17条の趣旨をも踏まえれば、Yには、平成8年に優生条項が削除された後、速やかに補償の措置を講ずることが強く期待される状況にあったといふべきであるにも関わらず、Yはその後も長期間にわたって優生条項により行われた不妊手術は適法であり補償はしないという立場を取り続け、平成31年4月に成立・施行された一時金支給法も必ずしも十分な内容のものではなかったことなどの諸事情に照らせば、「本件訴えが除斥期間の経過後に提起されたということの一事をもって、本件請求権が消滅したものとしてYがXらに対する損害賠償責任を免れることは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができず、「したがって、Xらの本件請求権の行使に対してYが除斥期間の主張をすることは、信義則に反し、権利の濫用として許されないとすべきである」とした。

なお、三浦守裁判官、草野耕一裁判官の補足意見があるほか、改正前民法724条後段が定める期間制限を時効と解すべきであるとする宇賀克也裁判官の意見がある。

判例の解説¹⁾

一 改正前民法724条後段が定める期間制限の法的性質

旧優生保護法の下で同意なく優生手術を施されたと主張する者たちから、国に損害賠償を求める訴えが全国各地で提起されていたところ、いずれの事案においても、改正前民法724条後段によって原告らの損害賠償請求権が消滅しているのではないかが問題となった²⁾。

改正前民法724条は「不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする」と定めていたところ、この後段が定める期間制限の法的性質をいかに解するべきかについて議論があった³⁾。起草者はこれを時効であると理解していたようである（時効説）が、その後の学説においては、除斥期間であるとする理解（除斥期間説）が通説化した。こうした中で最高裁は、平成元年判決において、改正前民法724条後段が定める期間制限を除斥期間であるとした上で、右期間の経過によって損害賠償請求権は法律上当然に消滅するから当事者による主張・援用は不要であり、したがってそのような主張・援用が信義則違反ないし権利濫用に当たるとする主張は「主張自体失当である」とした。以来、最高裁は、本判決に至るまで一貫して除斥期間説の立場に立っており、これが判例の立場であると解されてきた⁴⁾。

二 改正前民法724条後段の適用を制限した判例

もともと、除斥期間説に立つ判例も、改正前民法の時効の停止にかかる条項を手掛かりに、個別の事案において改正前民法724条後段の適用を制限してきた。すなわち、最二小判平10・6・12民集52巻4号1087頁（平成10年判決）は「不

法行為の被害者が不法行為の時から20年を経過する前6箇月内において右不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合において、その後当該被害者が禁治産宣告を受け、後見人に就職した者がその時から6箇月内に右損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法158条の法意に照らし、同法724条後段の効果は生じないものと解するのが相当である」とし、また、最三小判平21・4・28民集63巻4号853頁（平成21年判決）は、「被害者を殺害した加害者が、被害者の相続人において被害者の死亡の事実を知り得ない状況を殊更に作出し、そのために相続人はその事実を知ることができず、相続人が確定しないまま上記殺害の時から20年が経過した場合において、その後相続人が確定した時から6か月内に相続人が上記殺害に係る不法行為に基づく損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法160条の法意に照らし、同法724条後段の効果は生じないものと解するのが相当である」としたのである。これらの判例法理は、20年の期間経過によって問答無用で損害賠償請求権が消滅するとした平成元年判決の苛烈さを緩和する意義があったものの、その射程はかなり狭く捉えられていた⁵⁾。

三 旧優生保護法下での優生手術をめぐる 下級審判決の状況

優生手術をめぐる訴訟では、当初、改正前民法724条後段が障壁となって原告らの訴えを退ける判断が続いた。そうした中、画期となったのが大阪高判令4・2・22判時2528号5頁（令和4年大阪高判）⁶⁾である。

令和4年大阪高判は、平成元年判決に依拠して改正前民法724条後段を除斥期間であるとする一方で、平成10年判決と平成21年判決を引きつつ、「控訴人〔優生手術を受けた者〕らについて、除斥期間の適用をそのまま認めることは、著しく正義・公平の理念に反するというべきであり、権利行使を不能又は著しく困難とする事由がある場合に、その事由が解消されてから6か月を経過するまでの間、時効の完成を延期する時効停止の規定（民法158～160条）の法意に照らし、訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセス

が著しく困難な環境が解消されてから6か月を経過するまでの間、除斥期間の適用が制限されるものと解するのが相当である」として改正前民法724条後段の適用を制限し、原告らの請求を認容したのである。令和4年大阪高判は、平成10年判決・平成21年判決の延長線上にあるといえる一方、時効停止にかかる個別の規定の法意ではなく「時効停止の規定（民法158～160条）の法意」、すなわち時効停止制度そのものの法意を参照しており、その意味で、平成10年判決・平成21年判決の限定的な射程を拡張する側面を有していたと評価できる。

令和4年大阪高判が契機となり、全国の下級審において原告らの請求を認容する判決が相次いだ⁷⁾、いかなる理論構成でもって改正前民法724条後段の期間制限を克服するかについては、令和4年大阪高判と同じく時効停止にかかる諸規定の法意ないし趣旨に依拠するもの⁸⁾、必ずしも時効停止にかかる諸規定に拠らず、具体的事実関係の下で正義・公平の理念から改正前民法724条後段の適用制限を導くもの⁹⁾、改正前民法724条後段を消滅時効と解した上で、被告国が右時効を援用することは信義則違反ないし権利濫用として許されないとするもの¹⁰⁾が見られた。総じて信義則的判断にかなり接近してきていたといえよう。

四 本判決について

本判決は、①改正前民法724条後段の期間制限は除斥期間であるが、②当事者がその効果享受するためにはその旨の主張が必要であるとした上で、本件においてYがその主張をすることは「信義則に反し、権利の濫用として許されない」との判断を示した。

①は平成元年判決を維持するものである。これは、三浦裁判官の補足意見において示唆されているように、具体的事案の下での被害者救済の要請と判例変更に伴う法的安定性の要請との間でバランスを取ったものであろうが、宇賀裁判官の意見が説くように、改正前民法724条後段を消滅時効と解すべく判例変更する余地もあったように思われる。他方で、②は平成元年判決を変更するものである。すでに学説では、仮に改正前民法724条後段を除斥期間であると解したとしても、その

ことから直ちに信義則違反ないし権利濫用の主張が排除されるわけではないとの指摘がなされていたところであり¹¹⁾、本判決はこの線に沿ったものであるといえよう。

平成10年判決や平成21年判決、令和4年大阪高判のように、時効停止にかかる諸規定に依拠して改正前民法724条後段の適用制限を導く場合、いつの時点からいつの時点まで適用を制限すべきかという問題が生じる。そして、その制限の範囲から漏れる被害者の救済は否定されることになる¹²⁾。この点、本判決が示した解釈には、個別事案の事情に応じて柔軟に対応できるという利点がある。もっとも、いかなる場合に改正前民法724条後段の適用を主張することが信義則違反・権利濫用となりうるのかは問題である。本判決は、判決の要旨記載の①～③の事情を考慮してYが改正前民法724条後段の適用を主張することは信義則に反して許されないとしたところ、①は加害行為の重大性を、②は被害者の権利行使困難性と、それが加害者の態様に由来することを、③は被害救済の不十分性をそれぞれ内容として見ることができる。本判決は、直接的には改正前民法724条後段の解釈・運用に関わるものではあるが、このような判断枠組み自体は20年の期間制限を時効であるとした改正後民法724条2号の解釈・運用を考える上でも参考になるだろう¹³⁾。

五 本判決後の対応

2024年10月8日、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が成立した。

●—注

- 1) 本判決に関する文献として、丸山愛博「判批」WLJ判例コラム328号(2024WLJCC022)、新里宏二「判批」労判1313号2頁、同「判批」法民591号42頁、松本克美「除斥期間に関する判例変更」法セ837号34頁、小泉良幸「判批」新・判例解説Watch 文献番号z18817009-00-012382508(Web版2024年9月27日掲載)などがある。
- 2) 旧優生保護法に基づく優生手術に関する訴訟との関連で改正前民法724条後段について検討するものとして、松本克美「民法旧724条後段の20年期間＝除斥期間説の違憲無効論」立命391号228頁、山田孝紀「旧優生

保護法国家賠償訴訟における損害及び時効・除斥期間の検討」関学71巻1号367頁、新里宏二「優生保護法訴訟違憲判決」消費者法ニュース127号147頁、渡邊知行「旧優生保護法訴訟における改正前民法724条後段の効果の制限」成蹊94号75頁、上田健介「国家賠償請求権の除斥期間と憲法」法時93巻12号118頁、石松勉「旧優生保護法国家賠償請求訴訟における除斥期間問題」福岡67巻4号569頁、同「旧優生保護法国家賠償請求訴訟における民法724条後段の20年の除斥期間の適用制限について」福岡68巻3号413頁、新井敦志「2017(平成29)年改正前民法724条後段の適用制限について」立正57巻1号1頁、吉村良一「旧優生保護法訴訟における『除斥期間』適用制限論の検討」潮見佳男先生追悼論文集(財産法)刊行委員会編『財産法学の現在と未来』(有斐閣、2024年)933頁などがある。

- 3) 改正前民法724条後段の解釈をめぐる議論の概要については、内池慶四郎『不法行為責任の消滅時効』(成文堂、1993年)251頁以下、松本克美『続・時効と正義』(成文堂、2012年)53頁以下、大塚直編『新注釈民法(16)債権(9)』(有斐閣、2022年)593頁以下〔松本克美〕などを参照。
- 4) これに対して学説においては、平成元年判決以降むしろ時効説が有力化した。また、後掲平成10年判決に付された河合伸一裁判官の意見および反対意見でも時効説に対する共感が示されていたし、後掲平成21年判決には改正前民法724条後段について時効期間を定めたものであると解すべきであるとの田原睦夫裁判官の意見が付されていた。本判決にも同旨を述べる宇賀克也裁判官の意見が付されている。
- 5) 春日通良「判解」最判解民事平成10年度563頁、中村心「判解」最判解民事平成21年度392頁など参照。
- 6) 本判決の評釈として、巻美矢紀「判批」法教501号125頁、堀口悟郎「判批」新・判例解説Watch(法セ増刊)31号31頁、内田暁「判批」帝京36巻1号177頁、永水裕子「判批」医事法研究7号105頁などがある。
- 7) ただし、令和4年大阪高判以後、原告らの請求を退けたものとして、大阪地判令4・9・22判タ1522号228頁、仙台高判令5・6・1貸社1831＝1832号88頁がある。
- 8) 仙台地判令5・3・6判時2579号73頁、本件原審判決、札幌高判令5・3・16貸社1824号17頁、静岡地浜松支判令6・5・27LEX/DB25620334。
- 9) 東京高判令4・3・11判時2554号12頁、熊本地判令5・1・23LEX/DB25572634、静岡地判令5・2・24LEX/DB25594689、名古屋地判令6・3・12LEX/DB25573449、福岡地判令6・5・30LEX/DB25620237。
- 10) 仙台高判令5・10・25判時2579号64頁。
- 11) 大村敦志「判批」法協108巻12号2124頁、潮見佳男『不法行為法』(信山社、1999年)296頁など参照。
- 12) 前掲大阪地判令4・9・22参照。
- 13) 前掲仙台高判令5・10・25参照。